

写

受理番号	陳情第8号
受理年月日	令和6年8月13日

陳 情 書

# 氏姓の選択可能な婚姻制度の法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情

## 【陳情項目】

国および政府に対し、氏姓の選択可能な婚姻制度を法制化するように求める意見書を、二宮町議会から提出してください。

## 【陳情理由】

今、日本は、深刻な少子高齢化問題に直面しています。政府自治体は、出産や子育ての費用補助など対策を講じていますが効果は限定的です。長期的に持続できる社会を維持するために、現役世代、更には未来の日本経済を担う世代が、地域社会で生き生きと生活し、婚姻、家庭を持ち、経済活動を担って男女共に活躍する世の中を目指すという考えを、二宮町議会から示していただきたいと考えます。

平均初婚年齢は上がり、現在30歳前後です。男女ともに従来の氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きと費用は確実に増えています。また、少子化により一人っ子同士のカップル、高齢になってからの結婚、子連れ再婚も増加傾向にあります。

内閣府で2021年度に実施した各種意識調査では、成人人口の2-3%が「事実婚」を選択しているとされています。また、「双方が共に名字・姓を変えたくない」という理由で婚姻の届出をしない人がいると思うと回答した人が81.9%と報告されています。

氏姓の選択可能な婚姻制度の導入は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは双方が姓を維持したまま結婚できる事を選べるようにするものです。選択肢が増えることで、潜在的な婚姻希望者が婚姻できるようになり、婚姻率、また出生率増加の一助となると考えます。また、法的な婚姻が出来るようになることで、老後も法的な家族として支え合える社会につながります。生まれ持った氏名でキャリア継続できることから、「女性活躍」の推進にも寄与すると考えます。

政府は旧姓の通称使用の拡大を進めていますが、法的行為、登記、投資、保険、納税、各種資格、特許、学会での論文発表などにおいて不可の場合が多く、

また、二つ以上の氏名を使い分けにより、救命や災害時等緊急時の本人確認や、国際的に個人認証が厳格化する中で混乱を招いています。

以上の観点から、持続的な地域社会を維持し、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、国および政府に対し、氏姓の選択可能な婚姻制度を法制化するよう求める意見書を提出いただきますよう要望します。

令和6年8月5日

住所

氏名

他 / 名

二宮町議会議長

根岸 ゆき子殿